

確定申告

ネットなら
便利!

国税庁ホームページで
申告書が作成できます。

確定申告

検索

作成した申告書は…

e-Taxで送信

を準備して所得税の
確定申告書を送信すると、

※最高3,000円の税額控除

送付書類の提出省略

送付がスピーディー

印刷して送付

申告と納税

所得税・贈与税

3月15日(金)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

4月1日(月)まで

所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付は、2月18日(月)からです。

振替納税をご利用の方

(振替日)

申告所得税 4月22日(月)

消費税及び地方消費税 4月24日(水)

(個人事業者)

が
始
ま
り
ま
す
!

確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を経営する人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。100%で確定申告をする必要があるかないかを確かめ、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

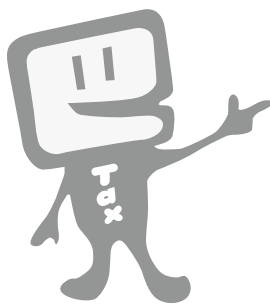
確定申告の期間

2月18日(月)～3月15日(金)

午前9時～午後5時

*土・日を除く。ただし、2月24日、3月3日の日曜日は開設

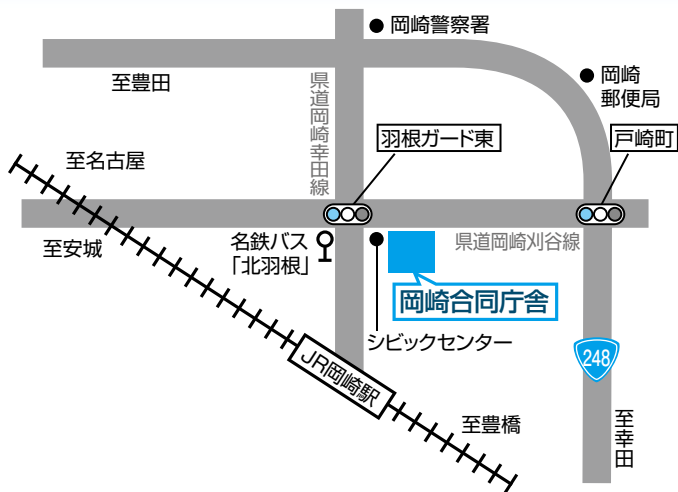
午後4時以降、混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。



確定申告の会場

岡崎合同庁舎5階会議室

岡崎市羽根町字北乾地50番地1



【内容】パソコンを利用した確定申告書などの作成
 (税務署の職員がアドバイスをします。)
 *申告書の提出のみの方は1階でご提出ください。

所得税の確定申告が必要な人

事業所得・不動産所得がある場合

各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの所得控除の合計額より多い人

給与所得がある人

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

公的年金等に係る雑所得のみの人

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた場合に、残額がある人(平成23年分以後は、収入金額が400万円以下の場合を除く)
 *町県民税について各種控除を適用した人は、所得税の確定申告が不要な人であっても町県民税の申告をする必要があります。

所得の種類によっては、役場で確定申告を受け付けることができます。詳しくは5ページをご覧ください!



所得税の申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、税金を戻してもらおうための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入または増改築した人
- ② 医療費の支払いが多額な人
- ③ 災害や盗難に遭った人
- ④ 年の途中で退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人
- ⑤ 年末調整で控除の手続きを忘れた人

確定申告に必要なもの

① 確定申告書(郵送された人のみ)、税務署からのお知らせはがき(郵送された人のみ)

*平成24年分の確定申告用紙は、2月上旬までに郵送する予定です。

② 源泉徴収票の原本(給与収入や年金収入のある場合)

③ 医療費の領収書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類

④ 印鑑

*右記以外の書類などが必要となる場合もあります。詳細は税務署へお尋ねください。

問合せ

岡崎税務署 ☎58-6511

税務署では、電話受付を自動音声で案内しています。

所得税・消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談の場合は、音声ガイダンスに従い「0」を選択してください。





ネット

e-Tax

アイ・タックス

あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得することにより（オンラインで取得できます）、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税・消費税の申告書などの作成ができます。

パソコンの画面上の案内に従って金額などを入力すれば、自宅まで24時間いつでも所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書などが作成できます。

国税庁ホームページで作成した申告書等は、①印刷して郵送などで提出 ②e-Taxを利用して自宅からインターネットで送信できます。

作成した確定申告書などは、プリンターで印刷（白黒印刷可）、郵送などで税務署へ提出することができます。また、e-Taxを利用して、自宅からインターネットで送信することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
http://www.nta.go.jp/



e-Tax

をご利用いただくメリット

①最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除ができます。
*平成19年分から平成23年分の確定申告でこの控除を受けた人は、再度控除を受けることはできません。

②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院の名称、支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期に処理しています（3週間程度に短縮）。

④24時間受付

所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます）。

税理士による無料税務相談所

所得税および消費税・地方消費税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。なお、譲渡・山林所得のある人、贈与税の申告をする人、消費税の新規課税事業者のうち申告書の作成に長時間を要する人、青色申告特別控除65万円を受けようとする人のうち決算書の作成に長時間を要する人などは、当相談所では相談できませんので、税務署の確定申告会場をご利用ください。

とき 2月18日(月)～25日(月) *土日を除く。

午前9時30分～午後4時

*正午～午後1時は休憩。

ところ 幸田町商工会議所

協力 東海税理士会岡崎支部

「平成24年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会」を開催します

とき 2月5日(火)～8日(金)・12日(火)

●午前9時～ ●午前10時30分～

●午後1時30分～ ●午後3時～

ところ 岡崎合同庁舎4階 中会議室

住宅借入金等特別控除および控除を受けるために必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。

振替納税のご利用のお願い

所得税や消費税（個人事業者）の納税は、便利で安全な口座振替を、ぜひご利用ください。

振替納税を利用されている人は、預貯金口座から自動引き落としされます。

所得税の振替日 4月22日(月)

消費税の振替日 4月24日(水)

平成25年度

町県民税

の申告が始まります!

【申告期間】2月18日(月) ～ 3月15日(金) *土・日を除く

町県民税の申告

平成25年1月1日現在、幸田町に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2力所以上から給与を受けた人
 - ② 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が幸田町に提出されなかった人
 - ③ 昨年中に退職し、再就職していない人
 - ④ 公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けようとする人
 - ⑤ 医療費控除を受けようとする人
 - ⑥ 土地・建物を売った人で、確定申告の提出義務がない人
- *昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。
- *町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。(同ページ3段目「持ち物」参照)

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告用紙を郵送しました。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。また、申告書は郵送で提出することもできます。

申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへ気軽に尋ねてください。

なお、町県民税の申告をしていただかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの正確な判定ができませんので、忘れずに申告してください。

確定申告の受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受け付けますが、対象となる所得は平成24年中の給与、雑(年金、その他)、配当、一時に関する申告のみです。なお、住宅借入金等特別控除などの税額控除、雑損控除のある場合は受け付けできません。

また、営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株式などの譲渡所得などがある場合も受け付けができませんので、必ず岡崎税務署で申告してください。

町県民税の申告・確定申告の受付

とき 2月18日(月) ～ 3月15日(金)

ところ 午前9時～正午
午後1時～4時
役場4階ホール
(確定申告会場)

税目 町県民税および所得税
持ち物 印鑑、収支計算書、源泉徴収票、そのほか所得がわかるもの、国民年金や生命保険などの支払い証明書

*受付用の番号札を午前7時30分から8時30分まで役場正面玄関前で配布、午前8時30分から午後4時まで役場4階ホールで配布しています。

申告期間中は大変込み合つたため、町県民税の申告に限り、2月18日以前でも役場1階7番窓口で受け付けますので、ご利用ください。

公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

平成24年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円以下の人については、確定申告をする必要はありませんが、適用されていない控除がある人については、町県民税の申告が必要となります。

申告がない場合は、町県民税の税額が高くなる可能性がありますので、忘れずに申告してください。

問合せ 税務課町民税G(内線161-162)

